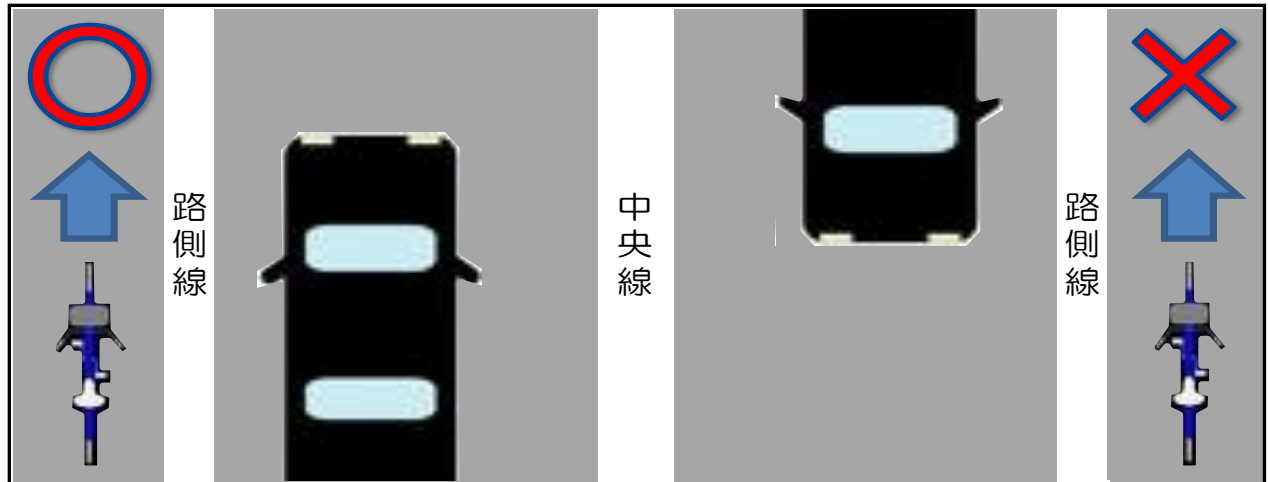


# 車道の右側にある路側帯を通行した場合も違反になります

改正道路交通法 平成25年12月1日施行



道路交通法の一部改正により、平成25年12月1日に自転車の路側帯通行のルール変更が施行されました。

自転車などの軽車両で路側帯を通行する場合、道路の右側部分に設けられた路側帯の通行が禁止となりました。

違反した場合は、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金が課せられます。

ただし、「自転車歩道通行可」等の道路標識(標示)のあるところは歩道を走行することができます。加えて、自転車の運転者が13歳未満もしくは70歳以上の高齢者や身体の不自由な方の場合も歩道を走行することができます。

しかし、通行可の歩道でも歩行者がいる場合は「降りて通行」が原則です。また、万が一、歩道上で自転車と歩行者の事故が起こった場合(自転車は軽車両に分類されるので)自転車側の責任が重くなります。